

-**-猪之頭エリアフライトルールについて

猪之頭エリアルールの運用を始めて、約7年になるうとしています。皆様の協力もあり、重大な接触事故にいたることもありませんでした。我々、猪之頭エリアで活動する各団体は、今後も事故の無い安全なエリアの運営を目的として協議してきました。そこで改めて、空中接触などの事故についても原因と対策を考え、一部ルールの見直しと改訂を行いました。

新たなエリアルールを熟知され、今後も安全な飛行をおこなってください。

空中接触の主な原因

- 1, 前山地区への集中・混雑
良好な斜面上昇風が発生する場所であり、多数のハンググライダー・パラグライダーが同一空域に集中し、混雑してしまう。
- 2, 他機警戒不十分
他機の動きを確認せず、回避が不可能になるほど接近してしまう。
- 3, 飛行特性の認識不足
他機種種の飛行特性を理解しないまま、同一空域を飛行する事の危険性に対する認識が不足していた。

対策と主な内容

- 1, 前山地区への集中・混雑
各団体の一日の総入山者数を定め、なおかつ、混雑状況を監視、管理する。
- 2, 他機警戒注意義務と意識の向上
フライヤーはセミナーを受講、各自の安全に対する意識の向上を行う。
- 3, 飛行特性の認識不足
 - A,混雑空域にハンググライダー・パラグライダーと一緒に飛行することのないように飛行空域を分ける。
 - B,前山地区以外では、お互いの密集度が少ないので、他機警戒意識を向上することで安全度が増す。
- 4, 他の機種に対する理解と注意
ハンググライダー・パラグライダーの飛行特性の差異などもセミナーの内容に入れ、それを理解する。

以上の各項目を安全セミナーにて講習・指導し、今後も安全な飛行が続けられることを願います。

猪之頭エリアルール

- 1 前山地区をパラグライダー専用空域、西富士地区をハンググライダー専用空域（別紙参照）とし、それぞれの空域に他の機種は進入できないようにする。空域をわかりやすくするために、目印として要所、要所に吹流しを設置する。

前山地区のハンググライダー飛行についてはパラグライダーが前山地区を飛行しておらずパラグライダー団体の許可を得た上でリボンをつけた練習生のみがインストラクターの誘導により飛行できる。
- 2 ハンググライダーとパラグライダーの空域境界に幅 50mの緩衝地帯を設定し両者とも進入しない。
- 3 パラグライダーのハンググライダーランディング場上空通過は 100m以上の高度でハンググライダーのじゃまにならないように通過し、前山地区内において高度処理を行い、パラグライダー専用のランディング場に着陸すること。
- 4 ハンググライダーは前山地区外において高度処理を行いハンググライダー専用のランディング場に着陸すること。
- 5 パラグライダーのランディング場は、スカイ朝霧・トンボクラブ・ウイングキッス朝霧のランディング場とする。
- 6 ハンググライダーのランディング場は、怪鳥クラブ・西富士友の会のランディング場とする。
- 7 空域の過密化を避ける為に必要に応じてテイクオフをクローズする。その際はスカイ朝霧のテイクオフに、赤旗をたて目印とする。
- 8 前山地区及び西富士地区、さらに西富士テイクオフ尾根の頂上までは、事故防止のためセンターリング方向を、奇数日は左旋回・偶数日は右旋回とする。それぞれのテイクオフにわかりやすく表示する。
- 9 サーマル発生時間以外は基本的にハンググライダー及びパラグライダーとも練習生の飛行を優先し、パイロット証所有者は、それらの飛行の妨げになるような飛行を行ってはならない。
- 10 緊急時などのためフライヤーは無線機の携帯を義務づける。
- 11 猪之頭エリアでフライとする者は 2 年に一度の安全飛行セミナーの受講を義務づける。
- 12 安全飛行セミナーを受講していない場合は受講するまでの間、猪之頭エリアでのフライトを禁止する。
- 13 空中の過密化を避ける為にそれぞれの団体は一日の飛行人数を定める。
(但し大会はこの限りでなく、他団体との調整ができる。)
 - ・ ハンググライダー 120 人 (西富士友の会 70 人、怪鳥クラブ 50 人)
 - ・ パラグライダー 190 人 (スカイ朝霧 90 人、トンボクラブ 40 人、
ウイングキッス朝霧 40 人、怪鳥クラブ 20 人)
- 14 安全飛行に問題のあるフライヤーに対して猪之頭エリアでの一定期間フライト禁止処分とする。
- 15 安全飛行に問題を出した団体は深く反省し、事故の原因と再発防止対策を猪之頭 5 団体に提出し、所属するフライヤーに周知徹底させ、そのフライヤーに一定期間フライト禁止処分を申しつける。

- 16 各団体にそれぞれ決められた色の専用リボン（幅 10 c m、長さ 70 c m以上）をパラグライダーに、ステッカー（幅 20 c m）をハンググライダーにつけさせ所属団体がはっきり分かるようにする。
- ・西富士友の会（オレンジステッカー）・怪鳥クラブ（蛍光グリーンステッカー又はリボン）
 - ・スカイ朝霧（ピンクのリボン） ・トンボクラブ（レッドのリボン）
 - ・ウイングキッズ朝霧（イエローのリボン）
- なおフライヤーの技量の識別として
- (イ) ハンググライダーのパイロット証未満の者は所属団体の色のリボンをつける。
- (ロ) パラグライダーのパイロット証未満の者はは専用のリボンをさらにつける。
- 17 お互いの専用空域に飛行する機体がない場合は、その空域を他の機種が飛行する事が出来る。但し飛行準備をしている機体がある場合は適用されない。専用空域の進入で問題が生じた場合は、その当事者が話し合いで解決するものとする。
- ・ ハングの場合 ランチャー台にハングが乗っている状態。
(ランチャー台での風待ちは 10 分以内でテイクオフするか台から下げる)
 - ・ パラの場合 キャノピーを開いている状態
- 18 飛行の安全を維持する為、前山エリアの飛行機体数を最大 30 機とし空域を 9 0 0 m ~ 1 1 0 0 m の範囲とする。各団体の指導者は良識をもって安全の維持に努める。

同一機種（ハンググライダーのみ又はパラグライダーのみ）の入山しかないと確認できる日は上記 1~6 までの条項は適用しないものとする。

罰則規定

1 エリアルルール違反

- 1=1 本規定に基づいたフライトが可能な条件下において本規定に違反したフライヤーに対してイエローカード（警告）を与える。
- 1=2 イエローカード（警告）が 3 枚発行された場合には、その時点から当該フライヤーを 1 ヶ月間のフライト禁止処分とする。
- 1=3 イエローカード（警告）最終発行日から一年間当該フライヤーに本規定違反が無かった場合にはイエローカード（警告）の効力は消滅する。

2 空中接触、空中衝突事故

- 2=1 空中接触、空中衝突事故を起こした場合、双方のフライヤーを情状により 2 ヶ月以上の期間を定めて猪之頭エリアでのフライト停止処分とする。
- 2=2 重大な空中接触事故を起こした場合、双方のフライヤーの所属団体は猪之頭エリアでのフライトを 2 週間自主的に停止する。
- 2=3 フライト停止処分を受けたフライヤーの所属団体は、フライト停止処分を受けたフライヤーを再度教育し、安全を認識させなければならない。

3 審査基準

- 3=1 本規定違反及び空中接触、空中衝突を目撃した者は監視所に直ちに通報しなければならない
- 3=2 本規定の適用に当たってはスカイ朝霧、怪鳥クラブ、西富士友の会、トンボクラブ、ウイングキッズ朝霧の 5 団体から各 2 名ずつ選出された委員で構成された安全委員会の検討によって決定される。